

京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 職員が平成28年4月1日以後に退職することによりこの規程の規定による退職手当の支給を受ける場合において、その者が同日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、京都市上下水道局職員退職手当支給規程等の一部を改正する規程(平成28年3月 日京都市上下水道企業管理規程第 号)第1条の規定による改正前の京都市上下水道局職員退職手当支給規程第2条の2から第3条の3まで並びに附則第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額(別に定める職員にあっては、別に定める額)が、第2条の2から第3条の3まで及び前2項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程(平成19年3月30日京都市上下水道局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「新規程」を「この規程による改正後の京都市上下水道局職員退職手当支給規程」に、「施行日」を「この規程の施行の日」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項を附則第3項とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)